

美濃加茂市生涯学習センター敷地内における
キッチンカー等移動販売車・飲食ブース設置事業者募集要項

令和7年12月

美濃加茂市

1. 目的

行政財産の有効活用を図るとともに、市役所及び生涯学習センター利用者の利便性の向上、賑わいの創出及び飲食店の販売機会の増加を目的にキッチンカー等移動販売車又は飲食ブースの設置による、飲食物の販売を行う事業者（以下、「出店者」という。）を募集する。

2. 概要

(1) 場所

美濃加茂市太田町3425-1 美濃加茂市生涯学習センター敷地内
※「別図第1-1」参照。

(2) 面積

約20㎡(4m×5m) ※「別図第1-2」参照。

(3) 使用用途

キッチンカー等移動販売又は飲食ブースによる昼食を主とした飲食物の販売
※酒類の販売は禁止とする。

(4) 出店可能日時

美濃加茂市（以下、「市」という。）が指定する日のうち、午前11時から午後2時までを営業時間とし、車両及び物品の搬入は午前10時から、搬出は午後3時までとする。

※出店募集月において、1出店者が出店できるのは1日のみとする。

(5) 使用料

土地使用料 660円/日

電気使用料 140円/日

※市の電源を使用しない場合は、土地使用料(660円/日)のみ。

3. 応募資格・使用条件

(1) 応募資格

- ア. 美濃加茂市内でのキッチンカー等移動販売車又は飲食ブースの営業に必要な営業許可証を有する者又は必要な営業届を行った者。
- イ. 食品衛生責任者の資格を有する者。
- ウ. 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しない者であること。
- オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと。

(2) 使用条件

- ア. 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒等の防止に万全を期すること。
また、万一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において、迅速に対応し、相応の補償を行うこと、かつその補償能力があること。
- イ. 発生するゴミは出店者がゴミ箱を設置し、回収・処分すること。また、販売終了後は使用場所の清掃を行うこと。
- ウ. 使用場所への車両進入、退出は、「別図第1-3」及び「別図第1-4」に示すとおり通行し、通行人や車両に十分注意すること。
- エ. 騒音防止のため、発電機等の使用は原則禁止とする。市の電気を使用する場合は、「別図第2」に設置のコンセント（100V×15A×1口）を使用すること。（使用有料）コンセントに接続するコードは、歩行者等の妨げにならないよう、「別図第2」に示すとおりコードを配線すること。コンセントにコードを接続する際は、生涯学習センター職員に申し出ること。
ただし、市の電源を利用しても電力が足りない等の理由により、発電機等の使用を希望する場合は、事前に市に申し出ること。なお、市職員、市役所利用者より騒音の苦情があった場合は、発電機等の使用を取り止めとする場合がある。
- オ. 水道及び排水設備の使用は禁止とする。
- カ. 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- キ. 音響設備・拡声器等、騒音となり得る機器を使用しないこと。ただし、販売利用者に聞こえる程度の音量で音響設備を使用する場合はこれを許可する。
- ク. 取扱商品に関するアレルギー物質の表示は可能な限り行うこと。（表示義務7品目、表示推奨21品目）
- ケ. 出店による事故や苦情等は出店者の責任において対処すること。また、対処した内容については市へ報告すること。
- コ. 使用条件を厳守しない場合や、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したものを販売した場合、その他市が出店を不適切と判断した場合、出店許可及び事前登録の取り消しを行う。出店者が許可及び登録の取り消しを受けた場合において、損害が生じて市は一切の責を負わないものとする。
- サ. 出店者は、出店日毎に市が作成したアンケートに回答し、市へ提出すること。
<アンケート項目>
- ・ 1日の来客者数
 - ・ 売上金額
 - ・ 販売数の多かったメニュー
 - ・ 利用者からの声（好評価、苦情、意見 等）
 - ・ その他ご意見、要望 等

4. 応募方法

(1) 事前登録

- ・ 本募集に出店するには、事前の出店者情報の登録が必要。
なお、事前登録は初回登録の1回のみ。以後の再登録は不要。

- ・事前登録には、以下資料の提出が必要。

提出書類	キッチンカー	移動販売
キッチンカー営業に伴う食品営業許可書の写し	○	—
移動販売に伴う営業届の控えの写し	—	○
使用する車両の車検証の写し	○	—
食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し	○	○
生産物賠償責任保険（PL保険）の保険証券の写し	○	○
出店するキッチンカーの写真	○	—
主なメニューの写真	○	○
価格が分かるメニュー表等の写し	○	○

<出店者情報の登録及び資料の提出方法>

- ①下記の「事前登録用二次元コード」または「事前登録用URL」からインターネットで事前登録画面に進む。

<事前登録用二次元コード>



<事前登録用URL>

<https://logoform.jp/form/XQZW/1334786>

- ②電子メールアドレスを登録し、送信する。
- ③登録されたメールアドレスに、市から送信される受信確認メールに添付されているリンクから、出店情報登録画面に進む。
- ④出店者情報登録画面から、出店者情報を登録する。
出店者情報として、上記の「提出書類」から必要な書類データを添付する。
提出書類は、郵送または直接窓口にて提出することもできる。

<提出書類の郵送・提出先>

美濃加茂市市民協働部ひとづくり課 市民活躍推進係

〒505-0041 美濃加茂市太田町 3425-1 美濃加茂市生涯学習センター 1階

⑤登録情報の提出後1週間を目処に、市が登録情報の審査し、登録したメールアドレスへ登録可否及び「**出店申込み用URL**」を通知する。

⑥事前登録完了後から出店申し込みが可能となり、以後、事前登録完了通知メールにある「**出店申込み用URL**」から申し込む。

<注意>

- ・事前登録申込時に自動返信されたメールに記載された「受付番号」及び事前登録の完了通知メールにある「出店申込み用URL」は、以後の出店申し込みの際に必要となります。

(2) 出店申し込み

- ・事前登録が完了した出店者は、出店申込期間内に**出店申込み**が可能。
- ・下記「**出店申し込みの注意**」を確認し、事前登録の審査結果のメールに記載されている二次元コード（URL）から**出店申し込み**を行う。
- ・出店申し込みには、事前登録申込時に自動返信されたメールに記載された「**受付番号**」の入力が必要。
- ・出店申し込みは、毎月15日午前9時～月末(土日祝日問わず)午後5時まで、事前登録完了時のメール記載の二次元コード（URL）から申し込む。
- ・出店者募集は、2月先の出店可能日分を対象に実施する。
(例：令和8年2月出店分の募集の場合、令和7年12月15日～12月31日まで)

(3) 出店申し込みの注意

- ・出店申し込みはインターネット（出店申込み用URL）からのみとし、電話、窓口での申し込みは受け付けない。
- ・出店を希望する月内において、複数日の出店申し込みが可能。ただし、出店できるのは対象月中の1日とし、その際は市が出店日の調整を行う。
- ・希望日に複数の出店希望者があった場合は、市が抽選で出店者を決定する。
- ・出店可否決定後、市から登録されたメールアドレスへ、電子メールにて出店可否を通知する。
- ・原則申込内容の変更・訂正はできない。

5. 出店決定から出店まで

(1) 行政財産目的外使用許可申請書の提出

- ・市から出店決定通知（電子メール）を受けた出店者は、電子メールに添付された「行政財産目的外使用許可申請書(別紙第1)」(以下、「申請書」という。)を、出店月の

前月中に、市へ電子メール、郵送又は窓口へ直接提出する。

- ・市は、出店者から提出された申請書の内容が適正と判断した後、出店者に対して「行政財産目的外使用許可書」（以下、「許可書」という。）と、土地使用料（660円）の納付書を郵送する。

<行政財産目的外使用許可申請書(別紙第1)提出先>

美濃加茂市市民協働部ひとづくり課 市民活躍推進係

〒505-0041 美濃加茂市太田町 3425-1 美濃加茂市生涯学習センター 1階

E-mail : hito@city.minokamo.lg.jp

(2) 使用料金の納入

- ・出店者は出店当日、出店場所を使用する前に土地使用料を納入する。なお、土地使用料金は出店当日、生涯学習センター1階窓口にて納入できる。
- ・生涯学習センターの電気を使用する場合は、出店当日、電気を使用する前に生涯学習センター1階にて電気使用料金（140円）を納入する。

(3) 出店当日

- ・出店者は、出店場所を使用する前に、生涯学習センター1階窓口にて許可書を提示のうえ、使用開始を報告する。土地使用料金、電気使用料金（使用する場合のみ）が未納の場合は、許可証提示時に窓口にて支払う。
- ・営業時間は午前11時から午後2時とし、出店場所の使用は、準備、撤収作業の時間を含め、午前10時から午後3時まで使用することができる。
- ・出店者は撤収完了後、生涯学習センター1階窓口にて出店場所使用終了を報告する。
- ・出店者は、出店結果に関する市からのアンケートに回答し、出店終了後に市へ提出する。

(4) 使用料金、出店時の注意

- ・「3. 応募資格・使用条件 (2) 使用条件」を再度確認の上、歩行者等に十分注意し、営業すること。
- ・やむを得ず出店を中止する場合は、速やかに市ひとづくり課（電話 0574-25-4141）へ連絡をすること。
- ・既納の使用料金は還付しない。ただし、災害その他出店者の責に帰さない原因であると認められる場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- ・出店者は、他者に出店する権利を譲渡・転貸することはできない。

6. その他

- ・出店申し込み期間終了後、出店可能日に空きがある場合は、追加の募集を行う場合

- がある。なお、その際は市ホームページ等により募集を周知する。
- ・市は、出店者決定後、事前に月ごとの出店予定を市ホームページ等で公開する。

7. 本要綱に関するお問い合わせ

美濃加茂市市民協働部ひとづくり課 市民活躍推進係

所在：〒505-0041 美濃加茂市太田町 3425-1（美濃加茂市生涯学習センター 1 階）

電話：0574-25-4141

E-mail：hito@city.minokamo.lg.jp

※出店申込みは、指定の申込みフォームからのみとなります。